

代表者会議記録

平成23年5月25日(水)

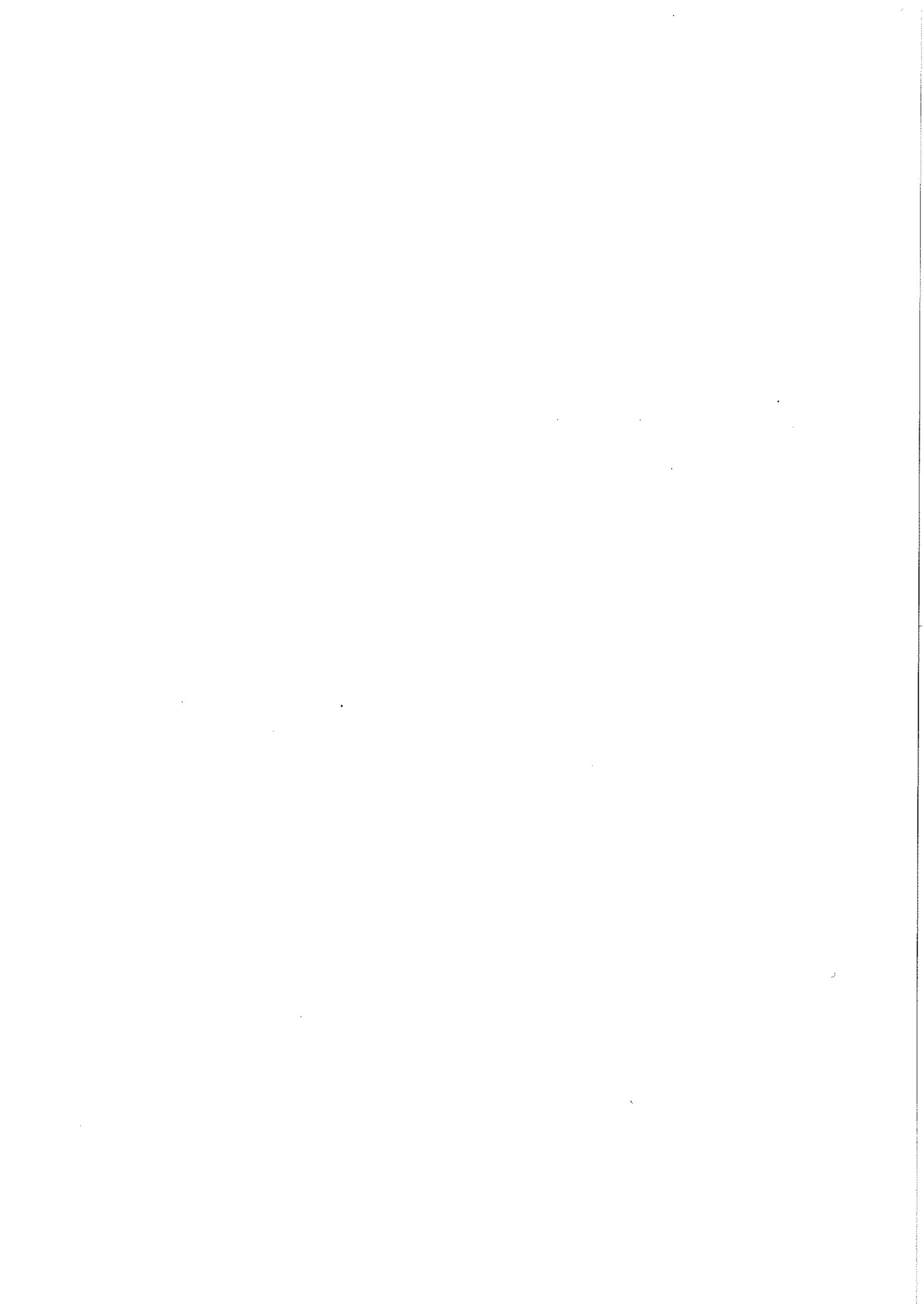
杉並区議会

代表者会議記録

日 時	平成23年5月25日(水) 午後1時30分～午後3時15分	
場 所	第2委員会室	
出席幹事長 (6名)	幹事長 富本 卓 幹事長 小川 宗次郎 幹事長 小松 久子	幹事長 島田 敏光 幹事長 原田 あきら 幹事長 関 昌央
欠席幹事長	(なし)	
幹事長以外 の出席議員		
事務局職員	事務局 局長 伊藤 重夫 庶務係 長 高橋 正美 議事係 長 依田 三男 調査担当係 長 小塩 尚広 庶務係 主査 横山 淳二 担当書記 上野 和貴	事務局 次長 和久井 義久 事務取扱区議 会事務局 参事 議事係 長 依田 三男 調査担当係 長 小塩 尚広 庶務係 主査 横山 淳二

目 次

委員会の構成について	3
会派控室について	6
その他	
(1) 常任委員会の行政視察の実施について	1 1
(2) 広報委員会について	1 3



(午後 1時30分 開会)

座長 ただいまより代表者会議を開会する。

《委員会の構成について》

座長 まず議題の1点目、委員会の構成について。

議会事務局次長 それでは、各会派の希望という資料を配付した。内容の確認だけ説明する。

常任委員会、特別委員会、上からざっと会派ごとに読み上る。

杉自、2、2、3、2、2。3、2、2、2、2。公明、2、1、2、1、2。1、2、1、2、2。民社、1、1、1、2、2。1、1、2、1、2。共産、1、1、1、1、2。1、1、1、1、2。ネみ、1、1、1、1、1。2、2、1、0、0。自民、1、1、0、1、1。1、1、0、1、1。この内容でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、現時点では各会派のご希望が以上のようになっている。

それを受けて、少数会派の残りの枠だが、総財が2、区民生活が2、保健福祉が2、都市環が1、文教0、災対が1、道交が1、清掃・リサイクルが2、医療が2、議会改革が1ということで、文教を除けば、すべて少数会派の枠が確保されている。前回のときも申し上げたとおり、これまでの基本的な考え方で言うと、それぞれの委員会に少なくとも1名の少数会派の枠をとることとなっているので、そういう意味から、文教委員会が現在少数の枠がゼロなので、文教委員会については、1名の枠をとりたい。

それで、6会派の中で調整をお願いしたい。ネみと自民党は1名ずつなので、ここはもう調整の余地はない。杉自、公明党、民社、共産党、この4会派が2名ずつという形で委員を希望されているので、大変恐縮ではあるが、この4会派の中で1名枠を出していただきたい。私のところから出そうという前向きな会派はあるか。ご意見をお聞かせいただきたい。

富本幹事長 うちの会派は11名いて、基本的に全部2ずつ割って、保健はたまたま3にしている。一応皆さんにご理解いただける配分方法をしていると思うので、できれば2名のままで行かしていただきたい。

島田幹事長 前回やはり同じような事態のときにうちが1つ譲ったという記憶がある。これだけ共産党が少数会派に気を使っているのだから、多分その辺で妥協できるのではと思うが。

小川幹事長 同じく。

原田幹事長 島田議員が、少数会派にかんがみてうちがなくせばいいというようなことを言ったが、うちは変えられない。杉自が2というのはしようがないだろうと思う。公明党か民社かうちで調整することと思うが。

座長 今一通りご意見はお伺いしたが、なかなか「はい」とは言えない状況のようなので、どうするか。少し前向きに、うちが譲るといふ温かいお心をお持ちの幹事長はいらっしゃらないか。原田幹事長、どうか。少数に優しい原田幹事長としては。

原田幹事長 譲れない。

小川幹事長 うちが減らすということではないが、ここで平行線の話のままであるならば、基本的には私も少数に1あげたほうが当然いいかと思うところなので、今は少数会派に1がないということだけであって、現状で別に委員会が動かないというわけではない。とりあえずきょうはそのままで、また各会派持ち帰らなければ。これは自分たちが入るとか入らないという問題ではないので、ほかの各会派の人選等もあるだろうから、そこもまた計算をしていかなきゃいけない。きょうは平行線のままだと思うので、ひとまず持ち帰り、改めてこの会を設けず、事務局のほうに申し出ればいい話ではないかと私は考えている。

座長 今小川幹事長からそういうご発言があったが、残りの3会派の幹事長は、その辺のところはいかがか。

原田幹事長 どう考えても、持ち帰ったら新たなこの場所は必要になる。公明、民社、共産のどれかが減らしたらどこかが増えるわけで、その際にはいろいろと関係が出てくるから、もう1回この調整の場は必要となる。事務局にだけ言えばいいというわけにいかない。

小川幹事長 要するに、少数会派に人数枠を今まであげてきたが、3会派がおりにないのであれば、そのまま行くこともあり得るから、もしもおりるのであれば事務局に言えばいいことであって、わざわざこの会議を設ける必要はないというのは当たり前のこと。

原田幹事長 今小川幹事長、民主党のほうからおどしみたいな話が出ていたが、公明、民社、共産でどれかがおりて、そうすれば、どこかに1つ委員の枠が増えるわけだから、そうしたらどこを増やすのかという話にもなってくるわけで、それはこの調整の場が必要ではないのか。

小川幹事長 3会派がほかの委員会に入ったって少数枠が必ず1つ残るから、別に調整する必要はない。例えばうちが保健福祉に入ったって、少数会派枠は1残る。そしたら調整する必要ない。

座長 こちらのほうの予定で申し上げますと、あした少数の方にお集まりいただき、この辺の委員会の割り振りや、臨時会の日程の関係、さまざまな連絡事項を伝える予定である。30日に臨時会を開くので、それに向けて私どもの事務的な作業等々もあるので、できればきょう何とか調整ができるものであれば調整をしてもらいたい。少し休憩をとって、その間ご協議いただき、それでも調整がつかないということであれば、小川幹事長がおっしゃった形で対応していくということでしょうか。

原田幹事長 先ほど、私かなり気になる、軽く発言したのだろうが、島田幹事長、小川幹事長の発言の中で、少数会派に共産党は気を使うんだったら共産党が渡せばいいという発言があった。つまりこれは、公明党や民主党は少数会派に対して入れるかどうかというのは、私たちは全然そんな関心はないよと、これまで各委員会に少数会派を入れてきたということについて協力するつもりは全くないよという、そういう発言か。

島田幹事長 先ほど申し上げたとおり、うちは過去同じケースで1回譲っている。毎回うちですかという話。

座長 それでは、大変恐縮だが、一応杉自も含めて4会派でご協議をいただきたい。15分ぐらいでは時間が短いかもしれないが、一応2時を目途にご協議をお願いしたい、よろしいか。――では、申し訳ないが、2時まで休憩とする。

(午後 1時43分 休憩)

(午後 1時52分 開議)

座長 それでは、代表者会議を再開する。

協議の結果をお知らせいただきたい。

富本幹事長 一応4会派で話をし、今年度に関しては、4会派の中では共産党が一番人数が少ないので、ご理解をいただけないかというお話を私のほうから提案したところ、原田幹事長がご理解いただけるということとなったので、共産党は1、非交渉会派の方に1というような形でまとまった。共産党のご理解には心から感謝を申し上げます。これがきちっと議事録に残れば、こういう経過があったということが来年にも引き継がれて、来年また同じようなことがあれば、それはそれできちっと対応していく。

それでよろしいか、原田幹事長。

原田幹事長 はい。

座長 感謝する。

それでは、協議の結果、共産党が文教から1人おりるという形になるが、その1名はどの委員会に入るか。

原田幹事長 保健福祉でお願いしたい。

座長 それでは、共産党の割り振りを確認する。常任が1、1、2、1、1。特別は変わらず1、1、1、1、2、そういうことでよろしいか。

原田幹事長 はい。

座長 では、そのような形で各会派の人数を割り振る。

それでは、大変申しわけないが、ただいま決まった人数割で、会派ごとに個名を、あしたの5時までに事務局にそれぞれ委員会の委員のお名前をお知らせいただきたい。

《会派控室について》

座長 それでは、次の議題、会派の控室について。

18日の代表者会議で、新しい会派構成での会派控室については、事務局から案を示して説明するということであつた。そのときに、本日各会派のご意見をお伺いしたいということをお願いしているのので、富本幹事長のほうから会派のご意見をお聞かせ願いたい。

富本幹事長 うちが1か3で。

島田幹事長 どうぞご自由に。

小川幹事長 うちも変わらないから、案は問わない。

原田幹事長 うちの会派はどれでも一緒だが、その他の会派のあり方とか見ると、2番が割とバランスがとれていると思う。

小松幹事長 2番でお願いしたい。

関幹事長 うちも1か3で。

座長 これもまた意見が皆さんまちまちだが、1か3という会派が2つ、案2という会派が2つ、どれでもという会派が2つときれいに分かれた。

小松幹事長 うちが2番がいいと言うのは、2番は若干面積が広いが、それ以外に、1と3は二人会派の部屋が、今うちがいるところだが、4年間いて、窓が全くなくてとてもお勧めできない。よって、少数の方に配慮している2番が、そういう意味でもいいと思つた。

ちなみにお伺いしたいが、費用はどのぐらい差があるのか、概算で。

座長 まだ費用までは出してない。ただ、案1の場合でいくと、パーティション1枚動かすだけ。案1の図面でいくと、ネみの控室の部分があるが、そこは今既存の間仕切りが右側に寄っているのので、それを今回一人会派が3人なので、一人会派の1部屋分の半分ぐらいをつぶし、パーティションを少し動かして面積を確保したということ、ほかのところは基本的にはパーティションは変わらない。これでいくと、杉自の応接で考えているところが、今みんなの党と田代前議員の控室になっているので、そこに間仕切り

があるから、あれを撤去する費用がかかるということ。

案2でいくと、まず一人会派の部屋に新しく間仕切りを入れなくてはならない。あとは、今ネットが入っている控室の奥のほうの間仕切りを撤去する、そういう関係の費用になる。

案3でいくと、堀部議員が引っ越す形になるが、今杉自の応接室として考えている部分の間仕切りの撤去が入る。だから、経費的にいけば、案3が一番、費用がかからないということになる。あとは基本的には今の間仕切りされているところをそのまま入れる。

それと、3案共通だが、杉自と民社の間にパーティションが1枚入るとのこと。経費的な問題でいくとそんな形になると思う。

小松幹事長 どのぐらい違うのかわからないか。

座長 そこまではわからない。

小松幹事長 それは比較の問題である。

座長 はい、案2が経費的には一番かかるかもしれない。

小松幹事長 少数から控室のことは、意見をいただいていたか。

議会事務局次長 無所属区民派から、意見があった。今一人会派、二人会派は窓のない部屋が多いので、居住環境が悪いという要望をいただいている。

座長 ほかの少数会派からは、今のところ意見は来ていない。

小松幹事長 案2で二人会派のこの2つの部屋はどちらも条件としては同じ。4年間いた経験から、大変つらいものがあるので、少しでも改善されれば……。

原田幹事長 案2だと改善できるということか。

小松幹事長 そのとおり。一人会派の方は余り変わらないが。

富本幹事長 案2というのは今の自民党がいるところ。

座長 今の自民党の控室に二人会派が入る。

小松幹事長 少なくともあそこの部屋は窓がある。

富本幹事長 あるのはわかっているが、今それはお勧めしないということか。

小松幹事長 お勧めしている。

富本幹事長 案2が一番よいという意見か。

原田幹事長 工事が入れればほとんど一緒ではないか。

富本幹事長 どこに窓があるのかとかいろいろ言われても、真ん中の環境は全然わからない。私も、一番最初受かったときは一番右端にいたことはあるが、あとは大体左端の控室が長いので。仮に案3とか案2でも真ん中となっているが、この辺のどこに窓があるのかどうかかわからない。

原田幹事長 今回の二人会派のところは劣悪ではある。

富本幹事長 自民党は自民党のご意見をお持ちだと思います。だから、例えば窓がどの辺にあるのか。うちの23.07のほうには窓があるのか。

座長 ある。

富本幹事長 だから、例えばそういう形で調整はできないのか。うちが動いてもいい。

座長 要するに応接を下におろし、その分上に上げていくということか。

富本幹事長 そういうことも1案としてあるのではないかという妥協案を出している。窓のある場所が全然わからないから言っている。

座長 最初にも申し上げたとおり、上まできっちり間仕切りを入れられる場所というのは決まっている。面積で割って、図面上ここに入れればいいのかという話になっても、現実問題、例えば蛍光灯の真ん中を通さなければいけないとか、あるいは火報の関係だとか空調の関係があるので、そういうのを考えると、きっちりとした間仕切りを入れられるのは、多分こういう形のものしかないのではないかと思うので、杉自の応接の部分を上にずらしたとしても、上まできっちり間仕切りが入らないかもしれない。仮に入れられたとして、似たような面積でとっていったとしても、1つは、多分窓がない状況になってしまうと思われる。

富本幹事長 できる限りみんなが合意できる形にしたほうがいい。

座長 そのとおり。

関幹事長 私は基本的に、こういう厳しい世の中の環境の中で、税金を無駄に使わない、最少の経費で最大の効果を上げるということで1か3ということをお願いして、この3案の創新のところ、私長くいたことがあるけれども、なれると住めば都で、小松幹事長は先ほど発言があったが、控室については、我々は議会に外の景色を眺めに来ているわけではない。そういうところで多少のことはやむを得ない。なるだけ経費をかけないでやっていただきたいというのが強い思い。

原田幹事長 なるべく経費をかけないという観点は、一定必要と思う。

座長 経費面からいけば、案3が一番かからない。

小松幹事長 せっかく少数会派の環境改善を求めるといった意見書もいただいているところで、関幹事長の発言があったが、4年間、今もいるが、別に景色は眺めなくてもいい。窓が全くなくて大変息苦しい。この場所はとてもお勧めできないということ。そして、関幹事長がおられたのはこの創新の場所だと思うが。今回無所属区民派が当てられている控室は、案2だと、窓が恐らくないだろうと思われる部屋は少数会派の中に存在するが、より不幸な人が少ない案がこの案2だと思うが、いかがか。

富本幹事長 いろいろな考え方があがるが、では、うちの23.07のところはどう動かしてもいい。同じ数の会派で、毎年どうするかを確認する。抽せんか何かして、窓があるほうとないほうが出るのはしようがない。皆さんの意見を総合すると、そういうふうにするしかないのでは。うちの応接はどこへ持っていってもいい。面積もお任せする。これでは、いつまでたっても決まらない。それでどうか。

4人同士だったら、1年交代でどうかということ。以前もやっていたが、もう部屋を片づけるのは面倒くさいからいいという場合もあれば、律儀に移動されているときもあった。また会派異動だってあるかもしれないし、とりあえずそういう形で皆さんの意見を総合して、一定の配慮もするには、そういう形でいかがか。

座長 今の話だと、案1をベースにしてということか。

富本幹事長 案1でも3でも一緒。

議会事務局次長 ネみのところの面積がちょっと変わっている。

富本幹事長 ただ、堀部議員のところは廊下ばかりでかわいそうという話があった。

議会事務局次長 それがあったので3案をつくった。

富本幹事長 では3でいいのでは。堀部議員が廊下ばかりでかわいそうだという意見もあったから。

座長 それもあったので、今の4部屋のところの空き部屋を、最初考えていたのはネみのところの、人数からいくと面積が少し足りないので、間仕切りを少し寄せて、必要な面積を確保して1部屋をつぶすというのが案1の考え方。それで堀部議員のところはちょっと使い勝手が悪いという意見もあったので、では堀部議員の使っているところをあけて、残りの3つはそのままにしておいたらどうかというのが案3。

富本幹事長 だから案3のほうがいい、不幸な人が減るという話でいえば。堀部議員の不幸が解消される。

座長 直接堀部議員からどうかは……。この中でそういうご意見があったということ。

小松幹事長 いや、私はそうではなくて、堀部議員の部屋は……

富本幹事長 案1か3かの話。堀部議員の話ですればとかそんな話……

小松幹事長 案1か3、ではもう案2は却下ということでよいか。

富本幹事長 私が言った案はどうかと提案をしている。

原田幹事長 ネみは減ってしまう。

小松幹事長 そのとおり。

原田幹事長 ネ米的には、少数会派に配慮したという意見もあるが、1番が一番広いところがいいというので2番になっている。

小松幹事長 それもある。

富本幹事長 部屋は狭いのか。空室のところを物置で使ってはどうか。仮に案3でネットが狭いのであれば、うちらも1回、物置で使うとかそういうことがあった。逆に物置にされたこともあったが。例えば8.03の一部を物置にするとか。何とかまとめようと一生懸命考えているのだが。

小川幹事長 みんなの党とかの少数が入るところの仕切りは絶対に動かせないという前提でよいのか。

座長 はい。

富本幹事長 案1は動かしているのか。

座長 案1は動かすのではなくて、一部撤去。撤去してスペースをあける。

小川幹事長 少し空間が生まれるということか。

座長 そのとおり。案1は1メートルぐらい出している。

庶務係長 23.07のところは、もともと真ん中に切ったのがエアコンの取り出し口1メートルあけているので、使いようがない。個室としてじゃないと、切れない。

座長 大きなかたまりというか、上まで完全に間仕切り入れるとすると、今の間仕切りの位置しか入らないということ。

庶務係長 要するに少数の方が増えたときに23.07を分けたのだが、それは構造上できないので、1.8メートルぐらいの高さで分けているということ。

小松幹事長 では、3で結構。

富本幹事長 さっき言った空室のところは……。

座長 ここはあいている。もしネミが狭いというのであれば、今あいているところに、書庫だとかそういうものを入れて使うこともできなくはない。

原田幹事長 案3だったら、ネミは割と広い。

座長 案3だと、基準より4平米ちょっと狭い。

小松幹事長 ここの空室のスペースに置いてもいいと言っているのか。

座長 全部使われるのは困るが。

小松幹事長 もちろんそんなことはない。

座長 一部事務局の管理下で使っていただく。以前、杉クが使っていたときは、簡易なパーティションを後ろのほうとか置かせてもらって、余分というか、基準を超えている面積のところは事務局の倉庫という形でやっていたという経緯はあったので、それと同じような考え方をもって、この空室の部分の半分ぐらい、面積的には4.6平米ぐらい足りないわけなので、その部分については、書庫だとかそういうのを置いて使ってもらう分

には差し支えはないということ。

小川幹事長 そういうことを言うのであれば、うちも相当足りないので、使わせてもらえればありがたいが。

座長 空室の部分か。

小川幹事長 はい。

座長 そこは双方よく……

小川幹事長 たしか1回、違う2会派が空室のところを使っていたこともあるので、別にここで決めれば、うちが足りない部分を使って、ネミが足りない分を使うということでもいいのでは。

座長 それは構わないが、間仕切りとかは入れられない。入れたとしてもつい立てぐらい。では、ネミもそういうことでよろしいか。

小松幹事長 はい。

座長 それでは、控室については案3とし、この図面の空室の部分、8.03平米あるが、その部分については、ネミと民社で不足している部分を補うという形で共同でお使いいただく、そんな形にさせていただきたい。

では、控室の件はそういうことでよろしく願いをする。

《その他》

(1) 常任委員会の行政視察の実施について

座長 それでは、その他に入る。

常任委員会の行政視察の実施について、説明願う。

議会事務局次長 資料として「常任委員会の行政視察の実施について(案)」というものを配付した。今までの行政視察の考え方と昨年度検討したものをまとめたというものがある。では、内容に入る。

視察の回数は、予算の範囲内、委員1人当たり15万円以内で、必要に応じて行かない場合もあり複数回行く場合もある。視察を行う場合は、委員会において日時、場所、調査事項、派遣する委員を決定し、議長に対し派遣承認の要求を行う。

なお、最終日の視察は、前日に視察した自治体内を原則として、必要があれば他の自治体の視察も認めることとする。また、視察する目的に応じ、委員単独または複数の委員による視察も認める、原則は委員全員による視察にすることである。

2点目が、年度内に既に視察した自治体及び他の委員会と同じになるおそれのある自治体への視察は、原則として避けていただきたい。ただし、視察すべき明確な理由があ

る場合にはこの限りでないということで、どうしても必要だという場合には、同一の自治体に行くこともあり得る。

3点目が、視察終了後、視察先からおおむね午後10時までに東京、JR阿佐ヶ谷駅に戻ることができることが明確な場合には、その日は宿泊しないで帰京する。それ以降になる場合は宿泊をする。

4点目が、旅費とは別に視察に必要な経費がある場合には、委員の了承を得た上で、委員、正副委員長を含めて1人当たり、視察の日数にもよるが、2万円を限度として視察前に徴収したいということで考えている。

裏面になるが、5番目、グリーン車は、やむを得ない理由がある場合を除き原則利用しない。このやむを得ない理由としては、指定がとれない場合、グリーン車しかとれないなど、そういったことを考えている。

6点目が、委員の都合により生じた交通費等のキャンセル料または変更手数料は、当該委員の負担としていただきたい。ただし、条例等の規定により負担を免除される場合はこの限りでない。

7点目、委員の旅費及び4の一般的にかかる経費は、事務局で経理し、精算後委員に報告をする。

8点目が、視察終了後に委員会決定のない視察を行う場合、当該視察に要する費用は政務調査費等、ご自身がお支払いをいただきたい。この場合、支給された旅費の一部、帰路の交通費等は区に返還をしていただきたい。

それと、視察報告書は委員が作成し、視察終了後1カ月以内に委員長から議長に提出するものとするということで、これを30日の委員長、副委員長が決まった後の常任委員長会にご報告をして、ご了承いただきたい。

座長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見があればお受けするが、いかがか。

小松幹事長 これは、従来のやり方と変わったところはどこか。

座長 前々期の第5期の議会改革検討調査部会で、行政視察のあり方の検討をした。それに準じた形で、例えば1番は、視察の回数はゼロ回から複数回としたこと。これまでは大体2泊3日が通例だったが、1泊2日、あるいは日帰りで行っても構わないとした。要するに予算の範囲内で、その委員会の判断で複数回行くことも可能だし、行く必要がないということであれば行かなくてもいいというように変えた。

それから、最終日の視察についても、基本的には前日視察した自治体内を視察するというのも、見直しの中で話があったので、変えている。

また3番目についても、視察先からおおむね10時ぐらいまでに自宅に帰れるような場

合については、その日のうちに帰るとした。

4番の必要な経費について、正副委員長には過大な負担をいただいていることもあったので、その辺のところは是正をしている。

8番についても、第5期の部会で決めた内容を盛り込んでいる。

ほかのところは基本的には変わっていない。

原田幹事長 確認だが、このことは改革部会で話したのか。

座長 そのとおり。

原田幹事長 必要なことが盛り込まれていて、これまでの視察のあり方を一歩前進させるものになっていると感じた。

今回ここに出てきたのは、どんな経緯か。もっと前の旧理事会でもなく新生議会でもなく、この代表者会議で出てきたのはなぜか。

座長 基本的には、常任等委員長会で私どもから今ご説明した内容を説明して、そこは共通認識を得てもらおう場ということになるので、それまでのところは、幹事長会があった場合については幹事長会でご議論いただいて決めてきた。議運の理事会に変わったが、前回の視察が終わった後に議運の理事会ができたので、今後、常任委員会の行政視察のやり方について、また変更等が出てきた場合については、基本的には議運の理事会に諮って、そこでの決定を受けた後、常任等委員長会で各常任委員会の委員長に行政視察のやり方について説明をしてご理解いただく、そういう形をとっている。

それでは、今説明した内容でことしの行政視察を実施するということで、30日の常任等委員長会に説明をするということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただく。

(2) 広報委員会について

座長 それでは、続いて広報委員会について。

議会事務局次長 広報委員会については、平成15年にホームページ運営委員会という形で設置をし、その後平成16年6月に広報委員会として設置をしたもので、前期は幹事長会のもとに設置をし、交渉会派の中から各1名が選出されていた。前期の検討内容は、インターネット中継、ホームページについて2回程度検討した。その後、議会改革検討部会の検討項目として検討されて、広報委員会としての開催はされてなかったという状況にある。

今期、これからこの広報委員会についてどのような形で扱いをしていくのか、ご意見

をいただきたい。

座長 あれば2年前、広報委員会の所掌事項については、議会改革検討調査部会の中に入れると決定をしたので、前期については、期の途中からそういう取り扱いに変更した。

今期については、この部会自体が必要なのかどうかということもあり、どう取り扱うのか。もうこのまま廃止、必要に応じてまた別途やればよいという考え方で行くのか、あるいは最初から広報委員会という形で立ち上げてやっていくという形にするのか、その辺の取り扱いについてご意見をいただきたい。

富本幹事長 今話を聞いていると、一定の役割は終えているという気はする。それで今回議会改革の特別委員会もできるし、その中で議会の改革の話し合いも行うので、また必要があれば、例えば、ほかの自治体で編集委員などを設けて区議会だより、議会報を出しているところもあるので、そういう方向性になってきたら、また立ち上げるということでもよいと思う。今話を聞いていると原則廃止でもよいと感じている。

島田幹事長 すぐに特別委員会も開かれるし、急で必要であれば理事会で取り上げてもいいと思う。

小川幹事長 私は少し違うが、これは私の意見ということで、団の意見ではないが、広報委員会というのはやはり必要。前期も議会改革という名前で、広報で今の議会だよりがカラーページになって、そういった変化が出てきた。今後もインターネット中継等、議会だよりのこともあるので、できれば立ち上げておくのがよい。きょうは私の個人的な意見ということにとどめさせていただきたい。

原田幹事長 全くうちの会派では話していないので、個人的な意見になるが、私は、はっきり言って、広報委員会自体は必要だと思う。ただやり方が問題。これは予算は関係ないのか。

正直、この議会の最大の問題として全議員が受けとめなければいけないのは、まず39%というこの間の選挙の投票率。61%が選挙に出かけていない。議会の状況というのもほとんどの区民が知らなかったりする。だから、こういう状況ではそれはよくないわけで、その点で、議会報であるとかインターネットの活用の仕方とかいうのはより発展していかなければならないと思う。ただ、この広報委員会の持ち方によっては、本当に機能してない場合も、徒労に終わっている場合ももしかしたらあるかもしれない。広報委員会のこの間の業績とかというのを聞けばいろいろあると思うが、一度持ち帰って精査をさせてもらいたい。

小松幹事長 議会改革と議会広報とは別のものだと思うし、私は一時期、広報委員会に所属したことがある。議会広報のあり方というところにまで話し合いができなかったと感

じている。議会の広報は一般区民の方たちになかなか浸透していないと感じているし、広報のあり方を議員の立場で話し合う場はあったほうが良いと思う。

関幹事長 私は、議会活動の一番の基本というのは、簡素でわかりやすい議会。そういう意味では、せつかく議会改革特別委員会ができたわけだから、この中に包含して、必要であればこの中で広報委員会の今後のあるべき姿を議論していけばいいのであって、別々につくると、別々のものが膨らんでいき、わかりにくくなるので、なるだけ簡潔にやったほうが良いと思う。

座長 区議会だよりの関係で言えば、前期の議会改革検討部会がまさしく区議会だよりのあり方についての議論があって、それを受けて、今期の議会だよりについては、全回8ページ、活字も大きく、段組も少なくする、イラストを入れて見やすくするなど、前回の議論を踏まえた上での対応をしている。そういう意味では、議会だよりに関しては、一定の議員の皆さん方のご意見を受けた形での改革はやったと思う。

そのほか、インターネットの活用の関係など、いろいろ課題等はあるので、その辺のことを議論する場というのはどこに置くのかということだと思う。広報委員会という専属の組織にするのか、あるいは何人かの幹事長からご指摘いただいたような形で、特別委員会の中で協議というやり方もできるし、大きな課題が出たときに立ち上げてやるということもできると思っている。事務局というか、これも私の個人的な見解というか考えになってしまうかもしれないが、とりあえずこれについては様子を見させていただきたいと思うが。

小川幹事長 今の局長の言ったことは違うところが1点あって、前期の議会改革の中で広報を協議したのは確かにそうだが、今後、いろいろと他区の議会だよりとかが広報があるので、引き続き話し合う場も必要ということも話し合われていた。そこで完結したということではないと私は記憶している。

原田幹事長 座長の進め方について1つ、今聞いていて疑問があったが、広報委員会というのはどこの発議によってできているものなのか。そこから教えていただきたい。

座長 以前は幹事長会のもとに置かれた委員会。要するに議会広報関係の必要な改革というか改善というか、そういうことを議論するもの。

富本幹事長 一番最初はホームページをつくるということだった。ホームページを議会として立ち上げるときの委員会であった。

原田幹事長 その存続については、議会の意見というのが反映されるべきであって、様子を見させてもらいたいというところにまで事務局側である座長がかなり踏み込んでくるということは、私は納得できない発言であった。

座長 個人的な考えと申した。

原田幹事長 座長なので、慎んでいただきたい。ただ、広報委員会の今までのあり方から見て、正直なところ、これは確認だが、今、議会改革部会から何からいっぱいあった中で、今度は正式に委員会も1つ増えてしまう中で、例えば事務局の労働環境の悪化につながっているとかそんなのもあって、そこをかんがみて今座長から、もういいのではないかという声が出てきたとか、そういう思惑というか、私、それがあるとすれば、何らかの形で一定配慮しなければいけないなという部分もあると思うが、どうなのか。なぜ座長からストップしたいというのがわざわざ出てきたのか。

座長 ストップしたいということではなく、確かにこの委員会つくったときには、富本幹事長から話があったとおり、ホームページが一番大きな課題としてあった。そのことについて、広報委員会を立ち上げてそこで議論をしてやってきた。そういう意味では一定の役割は終えたというのが私の個人的な感想。

少なくとも私が異動してきてから以降、確かに広報委員会というのはあったが、開いた記憶が余りない。そんなこともあって、議会改革調査検討部会にこの機能を入れて、必要な検討はその中でやるという話になった。今回、特別委員会で議会改革の委員会ができるので、またそれに上乘せするような形で議会改革の検討部会というのが設置されることはないと思うので、そうなってくると、広報委員会がどのような存在になるのか。今のままだとそのまま消滅ということもあると思うので、取り扱いについてどうするかご意見をお伺いしたいということで、きょう議題とした。

原田幹事長 了解した。持ち帰って精査したい。

小松幹事長 そうすると、今度議会改革の特別委員会ができるので、広報委員会をその中に入れていこう、そういうご提案なのか。

座長 私、そこまでは申し上げてない。

富本幹事長 要は、事務局としては、これから新生議会が立ち上がり、広報委員会がそのまま存続という形となると、委員も決めなければいけないし、どういう位置づけかも決めなければならないが、正直申して、議会広報に関しては部会でやった6期の経緯もあるし、ホームページの作成のために最初つくった広報委員会だったのが、議会改革検討部会ができたので少し位置づけが不明確になっていた部分もあるので、残すのか廃止するのか別としても、1回見直さないといけないという提案であった。個人的見解としては、1回もやっていないということもあるので、それでご理解いただきたい。

私が思うには、議会改革特別委員会ができて、ただ議会改革特別委員会という名前なので、非常に範囲も広く考えられるので、これから議会改革特別委員会をどう進めてい

くかということも新しい委員会の中でもきちっと議論を、基本条例があるとしても、それだけではなくていろいろなことがあるので、私も前にも話した議運との問題もあるから、それも含めて考えていく。さっき関幹事長が言ったように、そこでいま一度、広報委員会にするのか特別委員会の中に云々するのかとか、それはいろいろな方法があると思うので、1回そういうこともそこで検討するような形にして、今期いきなり広報委員会云々という形に関しては、僕は原則1回廃止してもいいという思いを述べたというだけ。私はそういう認識でいる。

座長 今、富本幹事長からそういうお話があったが、この場で結論を出すということではなく、特別委員会で議論いただいて、必要であればそこで設置をするというような形の対応でもよいという気はするが、そのような対応をさせていただくということによろしいか。

原田幹事長 というわけにはいかない。

小川幹事長 広報委員会というのは、別にどうしてもつくらなきゃいけないとか云々ではなく、たまたま平成15年にホームページでやって、最後は平成何年か、ちょっと記憶にないが、広報委員会は開催していない、人選もしてない。

座長 行ったと記憶している。

富本幹事長 最近は選んでいない。

小川幹事長 では、広報委員会はずっと継続して、前期は4年間あったということか。

座長 いや、4年間ではなく、たしか前期の2年目か3年目のときに、広報委員会という形で残すのではなくて、広報委員会の機能も含めて議会改革調査検討部会に入れるというふうにした。

小川幹事長 だから、最後の2年間は広報委員会というのはなかった。

座長 はい。

小川幹事長 広報委員会がずっとあるというなら、当然、今後検討しなければいけないが、とりあえず前期の後半2年間なかったということは、当時は必要ないという議会の判断だった。

座長 確かにそのとおりだが、少なくとも後期の2年間は広報委員会という形ではないが、ただその機能を、議会改革調査検討部会の中に一緒に入れた。部会の場合でいけば、議会改革の調査検討部会で継続したであろうが、今期の場合は部会ではなく特別委員会の設置となるため、当然そうなったときには部会の設置はなくなる。なくなるとすれば、広報委員会も一緒になくなってしまいますので、そういうことによろしいのかどうかという確認の意味と、もし必要であればどういう形で今期は残すのか、そのことについてご意

見をお伺いしたかった。うまく伝わらなくて申しわけない。

小松幹事長 ホームページ立ち上げのためにつくられたということだが、その後、今の区議会のホームページについて広報委員会からとしてさまざまな検討が加えられたということはなかったように思うし、それから議会の広報は、定例会あるいは本会議のたびに発行される議会だよりとホームページだけではないと思うし、ほかのツールもあり得るのかもしれない。それから、賛否両論ある「区議会が開かれます」というポスター、あいつたことも議員の中にもいろいろ意見がある。今度議会改革特別委員会になるが、その設置に対して賛成したのは、議会基本条例を見据えていくというような、1つそういう方向性があったからである。広報まで広げていくと、議会に関することは全部そこに入れてしまおうみたいなことになってしまうような気がする。

そんな意味で、いろいろな角度から議会広報のあり方を議論する場があってもいいのではないかと思う。

富本幹事長 私も別にそれを否定しているわけではないが、さっき関幹事長が言ったように、歴史的経過からいえば、ホームページがあった、議会改革検討部会ができた、この前僕は座長で議会改革検討調査部会があって、検討部会があつてと、結構いろいろなのがたくさんできて、そういうことがあった。それに今まで議運や幹事長会があつたり、理事会になったが、そういうのがあって、その辺で錯綜していた部分もあるので、今回特別委員会ができたという中で、また広報委員会だけぽつんとつくってしまうと、またそのすみ分けは何だということになるから、一度整理をする意味で、別に見直しをしないとか何もしないということではないが、もう1回みんなできちっと話し合いをして、ではやっぱり広報に関してはつくり、これに関しては所管はこういうことにするというのを、1回落ちついて整理をしたほうが良いと思う。私どもの会派は議会基本条例ということを見据えた委員会にしたほうが良いと言ったのは、そういうことにならないよという意味もあつたが、皆さんの合意でそういうことになったので、その委員会がどこまでどうするのかも含めて、もう1回様子を見たほうが良いのではないか。これでまた広報委員会だけつくってしまうと、また議論が混乱するもと。ではあれもこれもということになる。だから、早急に検討することは必要だと思うが、広報委員会だけぽつんとつくと、ちょっとややこしくなるというのが正直な思い。

島田幹事長 特別委員会がどういう形になるか、なかなかまだ見えてこない。多分、議会基本条例を中心となると思われるが、例えば毎回2時間はそれをやって、あと30分ほかのテーマやるとか、いろいろな方法がある。始まって、様子を見てからでもいいかなど。それまでは議運の理事会並びに議運で、必要事項があれば決めていけばいいと思う。

座長 では、その方向で行くということによろしいか。

原田幹事長 これについては、今までの経緯を聞いたら、なるほどもう議会改革部会の中に入っていて、実態がほぼなくなっていたという経緯はわかったが、ただ、そもそも平成15年にホームページの充実をして議会がもっと区民に見られるような場所になっていくという理念自体は、私はこの議会にとって特に必要な理念だと思う。

だから、必要に応じてまた復活させるというのがどこかに明記されるのであれば、それでいい。ただ、さっきも言ったが、投票率39%の区議会が、区政がもっと発展していくという大きな視野に立てば、広報というものは極めて重要な問題であって、私は、場所を分けてでも、そこに議員が入っていけるというその保証は、むしろ逆に、今有名無実化しているこの委員会を改めて復活させる必要性だってあると感じている。だからこの件についてはこの場で了承というわけには、まさに今初めて出てきた話なので、持ち帰らざるを得ない、それはご了承いただきたい。

富本幹事長 歴史的経過でちょっと誤解というか、補足しておくが、ホームページの充実ではなく、ホームページの立ち上げである。当時の幹事長会は年配者が多く、ホームページとかコンピューターのことはわからない方が多かった。それを若い人たちが下請的に、ある程度各会派ともそういうことを理解している人間が集まって、それでホームページのデザインを決めるとか、その目的で広報委員会というのは立ち上がった経緯がある。僕も広報委員でやっていたから覚えているが、幹事長会の下請で、技術屋みたいな言い方をしていた経緯があったということは補足しておく。

座長 先ほども申し上げたとおり、あくまでも幹事長会のもとにつくられた委員会だった。それが、同じく幹事長会のもとに置かれていた議会改革調査検討部会の中にその機能も盛り込ませて行くという話になった。私も言っているのは、廃止してやらないとかいうことではなくて、必要に応じて立ち上げるということであって、それを、ここですぐ、その委員会は絶対今から立ち上げてやるべきだと、皆さんがそういうお話であれば、その対応になるが、話を聞いている限りでは、そういうことではなくて、必要があれば特別委員会の中で議論をした上で設置をすればいいというご意見だと思うので、そういう方向でいかがかと申し上げている。

原田幹事長 だったら、こういう経緯も含めて事前に話をしてくれればまだわかったようなものだが、突然出てきてここで決めろと言われても、うちの会派の規則上、それは厳しいと言わざるを得ない。だから、今言った話はよくわかったので、持ち帰らせていただきたい。

小川幹事長 私も個人的には設置してもらいたいような話をしたが、広報委員会を今後立

ち上げるのであれば持ち帰るといふのは十分理解するが、基本的には、いろいろな特別委員会等、会派等で設置したほうがよいというときが来れば設置すればよい、というのであれば、今は持ち帰る必要はないと私は思う。

原田幹事長 一応、当時の議会の中で、旧幹事長会のもととはいえ制度上あったものを、今私がどうこう言って決めるというわけにいかない。もし、今持ち帰らせてもらえば、時間とってくれば、きょうじゅうでもいい。

島田幹事長 設置するしないではなく、今すぐ必要かどうかということだと思うので、必要性を感じたら設置すればよいので、今のところ、皆さんすぐ必要というわけでもないので、また議長でも決まったら、そこに幹事長会から設置してくださいと言えば済む話で、それをまた検討すればいい。

原田幹事長 そんな頑張らなくてもいいのではないのか。こっちが頑張っていると言われるかもしれないが。悪いが、何かの組織の改廃について、私は今この間の経緯を全部知って、うちの会派の人たちも新人が多いし、そういうのを勝手に私が決めるわけにはいかないのだから、持ち帰らせてもらって、だから今10分くれれば話をしてくると言っている。

座長 では、お持ち帰りいただく。一応基本的には島田幹事長が最後におっしゃったような方向性なので、その方向で行くが、共産党は一たん持ち帰らせていただきたいということで、お持ち帰りいただく。あとは私どものほうにお伝えいただければ結構。

それでは次、議題にはないが、2点申し上げる。

議会事務局次長 まず、議席の個人名を入れたものを配付するので、確認いただきたい。これが1点。

2点目が南相馬の視察の関係で、スケジュール等が少し変更になったので、それと、お昼の話、集合時間など、ご案内をつくって、一緒に出席議員の方にお配りをしたいと考えている。あと、ホテルが喫煙の部屋と喫煙しない方の部屋と分かれているので、申しわけないが、喫煙の方は事務局の庶務係のほうにお知らせいただきたい。

あと、連絡事項で、代表者会議のこの会議録、作成次第、個別にお持ちするので、ご確認いただき、その後ホームページ等に公開したいと思っているので、よろしく願いしたい。

座長 以上で予定した議題はすべて終了したが、ほかに何かあるか。

原田幹事長 この間ペンディングになってしまっている理事会の問題、委員長、副委員長をどうやっていくのかという問題。きょうが最後だが、このまま行けば、理事会を4人から6人にするという提案が行われぬ場合、具体的にはどうなっていくのか、それを確認しておきたい。

座長 何もしなければ、人数は変わらないので、議運の理事会の構成員は4人以内となる。

原田幹事長 そうなると、その4人はだれがどうやって決めるのか。

座長 議運の委員長が指名をするという形になる。

原田幹事長 その基準は。

座長 特に基準は定めてない。

原田幹事長 つまり、議会運営委員会委員長の恣意的な選択によって新生議会の議会運営委員会理事会のメンバーが決まるということか。

座長 恣意的という言葉はちょっと適切ではないと思うが、要するに議運の委員長が……

原田幹事長 恣意的になる。基準がないんだから。

座長 議運の委員長が理事の中から指名をするという形になる。

原田幹事長 ここの代表者会議に出ている者、今6人いる。その中からどの会派を4人選ぶのかについては、基準がない。

座長 委員長のご判断ということになる。

原田幹事長 それは、大きな会派順になるのか、それとも完全に恣意的になるのか、どちらなのか。

座長 それは、私、委員長ではないので、お答えする立場にはない。

原田幹事長 では、この代表者会議でそれぞれの幹事長の意見を聞きたい。

座長 理事会のことについてご意見を伺いたいと原田幹事長から発言があったが。

富本幹事長 総合的に判断されてお決めになる。

原田幹事長 議会運営委員会の委員長が。

富本幹事長 ルール上は指名することになっている。

座長 そのとおり。

富本幹事長 総合的に判断すればいい。

島田幹事長 同じ。

小川幹事長 同じ。

小松幹事長 1点。この規則改正は、当初議案として提出を見込んでいたのに提出しないことになったのは、この中の6人が一致しなかったからだと聞いた。議員報酬に係る議員提出議案に関しては、一致しなくても提案されているが。

座長 議員報酬のほうは一致ではなく、賛同者を募って出すという議案になる。

小松幹事長 規則改正は賛同者を募ってということができないのはなぜか。

小川幹事長 賛同者がいないから。だれが賛同者か。私は賛同しない。

富本幹事長 リーダーシップをとる人はだれか。要は、期末手当の件はネミが中心となっ

ておやりになる。

小松幹事長 いや、そうではない。そういうことを言っているのではない。

小川幹事長 報酬の条例のほうは、島田幹事長が今回6月だけでいいということで、何会派か賛同しているということで提出する。今小松幹事長が言われた理事の件については、どこの会派も賛同しないということで、提出はもうなくなったと私は理解している。

小松幹事長 では、理事会は4人以内で構成されるべきというお考えということなのか。

小川幹事長 賛同が得られない。

原田幹事長 話をもとに戻すが、まだ関幹事長の話を聞いてない。特に関幹事長のところは、例えば大会派順にとなれば、はじかれる可能性がある。こうした事態について関幹事長の会派はどう受けとめているのか。

関幹事長 私は、まず、議運の委員長を決めるのも基本は委員の互選によって決める。その互選によって決まった委員長が今度理事を指名するというのはルールにのっとった話で、基本の部分である。だから、委員長が恣意的に決めるのではなく、互選に基づいて選ばれた委員長が決めることであれば、それはルールにのっとった話ではないのか。

原田幹事長 つまり自民党としては、このまま行って2人はみ出しになっても、それは仕方のない流れであると受けとめていると。自民党は、最低限この代表者会議の6人のうち2名が理事会からはじき出されても仕方のないことだと考えていると。

関幹事長 先ほど申し上げたとおり。ルールにのっとって行うべき。

原田幹事長 富本幹事長、島田幹事長、小川幹事長それぞれ、代表者会議に出ているメンバーのうち4名、5名の議員を有する会派が、あるいは6名を有する会派かもしれない、そこが議会の理事会からはじき出されるということについて、それはいいと思っているということか。

富本幹事長 別にはじき出すとかそういうつもりは全く私は考えてない。それは違う。

要するに最初に6名の話があった。6名の話があったときには、この6名だと予想されるが、その6名の会派の人たちが共同歩調をとってこういうことをやっていくべきであろうという考えで私どもは話をしていた。慣例によれば第1会派の人が提案をすることになって、6名の共同歩調であれば、私もそれは受けようと思うが、私は賛成はするけれども一緒にはならない、ただ理事には残るといような形で、ではなぜ私が提案をしなければいけないんだということになる。ある会派において、私どもは反対をする、ただ入れておけといような形であれば、それは私としては理解できる話ではない。なぜ私だけそういうことをやらなきゃいけないのだという思いもあるから。だから、結局そうやってだれも責任をとる方がいない、だれも提案をする方がいないので、残念

ながらまとまらなかったという、私はそういう認識でいた。非常に遺憾ながらということとを私は何度も申し上げた。そういう間違った認識でお話をされるのは、非常に残念だという思いしかない。

島田幹事長 今こういう事態になっているのは、議事録を読んでもらえばだれにでも明らかである。

小松幹事長 今、共同歩調というような言葉があったが、議会は多様な意見がある場であるし、当然それぞれの会派の幹事長がそれぞれ考えが違ふのは、ここ何度か会議を持っていることから明らか。それを1つにしなければならないということがわからない。

富本幹事長 それは考えを1つということではなく、責任を共有するという意味がある。私はそういう認識でいる。それは私の認識だから、あなたと違ふのかもしれないが、私はそういう認識で、責任を共有するということをご理解いただきたい、共有したいという思いで、一緒にやるべきじゃないのかという思いをずっと持っている。ただそれがご理解いただけないのであれば、それは私とあなたたちの価値観が違ふのであって、では残念だなとしか言いようがないということ。

小松幹事長 提案者になるということが責任を果たすことか。

富本幹事長 逆に、ならないのはなぜか。

小松幹事長 何度も申し上げているが、そもそもの交渉会派を3人から4人というところに納得ができないので、でも、そのことを今ひっくり返そうというふうには申し上げていなくて、それは認めた上で、ただ、それに基づいてなされるこの提案に対しては賛同者にはなれないと。

富本幹事長 納得をされてこの会議がスタートした。だから、今年度に限っては、そういう提案に関してはご理解いただくものと私は理解する。

小松幹事長 提案内容に関しては理解している。

富本幹事長 それはそうではないと、私はそういう認識。そこがもう意見が対立しているならいたし方ない。私はそれは一貫して変わらない。要するに賛同だけするか、まして反対をするというのであれば、要するに交渉会派の問題を、別に議論を封鎖するという話では全くないわけであって、それはさんざん確認をしてきている。それを何度も言っているが、島田幹事長言ったように、議事録でも何度もそこへ戻りながら話をしているが、その問題は別にこれで話が終わりというわけでは全くない。何度もその話をしているのに、そういう形でそこへ戻ろうとする。簡単に言えば、私の理解とすれば、やっておいてくれ、理事に入ってやるからみたいにしかなんて私には聞こえないし、それは違ふのではないのかというふうに私はずっと理解をしてきた。だから、小松幹事長になりたい

と私がこの場で発言したのは、そういう思いを込めて言ったわけである。だから、そこは残念ながらとまらないのであれば、要するに小川幹事長がおっしゃったところに到達せざるを得ない。

原田幹事長 簡単な話。3人から4人に交渉会派を引き上げたことについては賛成できないから、今回のその経緯が色濃く反映されている理事会の定数改正規則の提案者にはなれないと。そうしたら、ここだって合議体なので、その中で採決が行われて、賛同者が出なかったら、それ以外の者で提案をし、それで採決のまま今後の議会運営が決まっていく。それ自体は別に何のおかしな流れでも何でも無い。そこに必ず歩調を合わせなければいけない、これが今までこの区議会が区民から理解されてこなかった。区民の目線から見れば、共産党から自民党、公明党までが歩調を合わせなきゃいけないというのは、全く区民には理解ができない。意見の対立があるのはしょうがない。最後に採決のもとにその議会運営に従っていくというのはありだと思う。ただ、一緒に賛同者にまでになれという、そこまで歩調を合わせなかったらおれたちはおまえらをはじき出すみたいな、こういう議論は、とてもじゃないけれども、議会制民主主義とは言えないということ。

富本幹事長 だから私は、先ほどから言っているように、あなたはそう思うかもしれないけれども、この件に関しては責任は共有すべきだ。何もすべての議案とかすべての態度に共同歩調をとれなんて全く言う気もないし、多様な意見を否定するものではないが、一定のそういう形でやろうということになって、この会議だってそう。そういう形で決まってやっている。そういうことに関して、同じ理事という立場をとろうとするならば、それはその方たちと一緒にやっていくのが筋だというふうに、議会運営として、私は考えているから、そういう主張をずっと繰り返してきているだけ。なぜ私どもが、じゃおまえらやっておけみたいになるのかというのがよくわからない。私にとってみれば理解はできない。だから、私はそれ以上もう言うつもりもないし、原田幹事長の意見に従えと言っても、私は従うことはできない。

原田幹事長 今の私や小松幹事長、そして富本幹事長との議論の中で、いよいよ線は引かれたという気はするので、この議論については終わりにして構わない。

座長 では、きょうで7回、代表者会議を開催し、本日が最後の代表者会議になると思う。つたない進行役で、幹事長の皆様方にはご迷惑をおかけした点は多々あると思うが、皆様方のご協力のもと、最後まで無事会議を進めることができた。感謝する。

それでは、これをもって本日の代表者会議は終了する。

(午後 3時15分 閉会)